

公益財団法人岩手県体育協会

スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程

(趣 旨)

第1条 公益財団法人岩手県体育協会（以下「本協会」という。）は、公益財団法人岩手県体育協会倫理規程並びに公益財団法人岩手県体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン（以下「倫理規程等」という。）が提起するスポーツにおける暴力行為等に関する相談に対応するため、スポーツにおける暴力行為等相談窓口（以下「相談窓口」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(体 制)

第2条 本協会は、相談窓口を本協会総務委員会の下に置き、その事務は、本協会事務局総務課が所掌する。

(相談内容の範囲)

第3条 相談窓口は、倫理規程等に掲げる次の事項に係る相談等に対応する。

- (1) 暴力行為等に関すること。
- (2) セクシャルハラスメントに関すること。
- (3) パワーハラスメントに関すること。
- (4) 差別等の不適切な行為に関すること。
- (5) ドーピング防止及び薬物乱用に関すること。
- (6) 不適切な経理処理及び不正行為に関すること。
- (7) その他、法令違反に関すること。

(対象者の範囲)

第4条 相談窓口を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本協会加盟団体登録者及びその関係者等（親族、知人、所属する団体と一定の関係を有する者等をいう。以下同じ。）
- (2) 岩手県スポーツ少年団登録者及びその関係者等
- (3) 岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に加入している総合型地域スポーツクラブ参加者及び関係者等
- (4) 本協会及び上記各号に規定する団体の役職員

(利用方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれも可能とする。

- 2 本協会は、前項の利用方法について、本協会ホームページ及び情報誌「体協いわて」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(手続き)

第6条 相談窓口は、匿名の場合を除き、事案の相談等を受けた場合は、速やかに本協会事務局総務課に報告するとともに、本協会事務局総務課は、速やかに当該団体等に報告し、事案の確認及び適切な対応を依頼する。

- 2 事案の確認及び対応の依頼を受けた当該団体等は、事案の確認、調整にあたり、本協会事務局総務課と協力、連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、本協会事務局総務課に報告するものとする。
- 3 本協会事務局総務課は、事案及び対応結果について、総務委員会に報告するものとする。
- 4 総務委員会は、必要がある場合は、総務委員長が招集し、委員会において対応を検討するものとする。
- 5 総務委員会は、紛争状態にある相談等について、必要がある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等に対する相談又は問い合わせを、相談窓口を通じて相談した者に提案するものとする。

(情報の保護)

第7条 本協会及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口寄せられた相談に係る事実（相談をする者（以下「相談者」という。相談者が被害者等本人でない場合にあっては、被害者等本人を含む。）や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。

- 2 本協会は、前項の定めに違反して秘密を漏洩した者がいた場合は、本協会の諸規程等に従って相当な処分を行う。

(対応者の責務)

第8条 相談窓口で相談等を受けた者は、法令及び本協会諸規程等に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 相談窓口では、相談者及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進める。

- 2 本協会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

(情報の開示)

第10条 本協会は、相談について必要な対応を講じた場合、相談者又は相談内容に係る利害関係者からの請求に応じて、その対応の内容を開示する。

- 2 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

(補 則)

第11条 この規程に定めるものの他、この規程の実施のために必要な事項は、総務委員会において定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。